

京都大学寄附講座及び寄附研究部門規程

(平成十六年達示第百号)

(趣旨)

第一条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成十六年達示第一号。以下「組織規程」という。)第二十二條第二項及び第三十條第二項の規定に基づき、国立大学法人京都大学(以下「本学」という。)における寄附講座及び寄附研究部門の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第二条 この規程において「寄附講座」とは、当該研究科(地球環境学堂を含む。以下同じ。)の講座又はこれに代わる組織において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、その設置及び運営に必要な経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。

2 この規程において「寄附研究部門」とは、当該研究所の研究部門において行われる研究に相当するものを実施するもので、その設置及び運営に必要な経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。

3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター(組織規程第三章第七節、第八節、第十節及び第十一節(第五十一條を除く。))に定める施設等をいう。)をいう。

(設置及び運営の原則)

第三条 寄附講座及び寄附研究部門(以下「寄附講座等」という。)は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、本学の教育研究の進展及び充実に資することを目的とし、本学の主体性が確保されるよう十分な配慮のもとに設置及び運営するものとする。

(名称)

第四条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座等の名称について、寄附者から申出があったときには、寄附者が明らかになるような字句をそれに付することができる。

(設置の申込み)

第五条 寄附講座等に係る経費の寄附の申込みをしようとする者は、寄附申込書(別記様式第一)を当該研究科又は研究所の長に提出するものとする。

(設置の決定)

第六条 研究科又は研究所の長は、前条の申込みがあったときは、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障がないと認められるものについて、当該寄附講座等の設置を決定するものとする。

2 前項の設置を決定するに当たっては、あらかじめ当該部局の教授会又はこれに代わる機関の議を経るものとする。

(設置の報告)

第七条 部局の長は、当該寄附講座等の設置を決定したときは、次の各号に掲げる書類を添えて、総長に報告するものとする。

一 寄附申込書の写

二 寄附講座又は寄附研究部門の概要(別記様式第二又は別記様式第三)

2 総長は、前項の報告を受けたときは、その旨を速やかに役員会に報告するとともに、学内に公表するものとする。

(存続期間)

第八条 寄附講座等の存続期間は、原則として三年以上五年以下とする。

2 寄附講座等の存続期間は、更新することができる。更新の手続は、設置の例に準じて行うものとする。

(寄附講座等の構成)

第九条 寄附講座等には、少なくとも教授又は助教授に相当する者一人及び助教授又は助手に相当する者一人の教員を置くものとする。

2 寄附講座を担当する教員の名称は、寄附講座教員とし、寄附研究部門を担当する教員の名称は、寄附研究部門教員とする。

3 寄附講座教員及び寄附研究部門教員（以下「寄附講座教員等」という。）は、日々雇用教職員又は時間雇用教職員とする。ただし、外国人については、組織規程第十四条第一項に規定する外国人教師又は外国人研究員として雇用することができる。

4 寄附講座教員等の選考は、当該部局の教員選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。

5 寄附講座教員等には、京都大学客員教授及び客員助教授選考基準（昭和四十七年達示第十一号）の定めるところにより、「客員教授」又は「客員助教授」を称せしめることができる。

（寄附講座教員等の職務）

第十条 寄附講座教員等は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

（寄附金の受入れ）

第十一条 寄附講座等に係る経費の寄附は、当該寄附講座等の存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度毎に分割して受け入れることができる。

2 前項の寄附は、京都大学寄附金事務取扱規程（平成十六年達示第九十九号）に定める寄附金として受け入れるものとする。
（特許等の取扱い）

第十二条 寄附講座教員等の発明に係る特許権等の取扱いについては、京都大学発明規程（平成十六年達示第九十六号）の定めるところによる。
（終了の報告）

第十三条 研究科又は研究所の長は、寄附講座等の存続期間が終了したときは、その教育研究の成果の概要を取りまとめ、総長に報告するものとする。
（その他）

第十四条 この規程に定めるもののほか、寄附講座等の設置及び運営に関し必要な事項は、当該部局の定めるところによる。

附則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 京都大学寄附講座及び寄附研究部門規程（平成四年達示第五十四号）は、廃止する。

3 この規程の施行の際現に設置されている寄附講座及び寄附研究部門については、この規程により設置したものとみなす。